

第3章 清掃・リサイクルを取り巻く動向

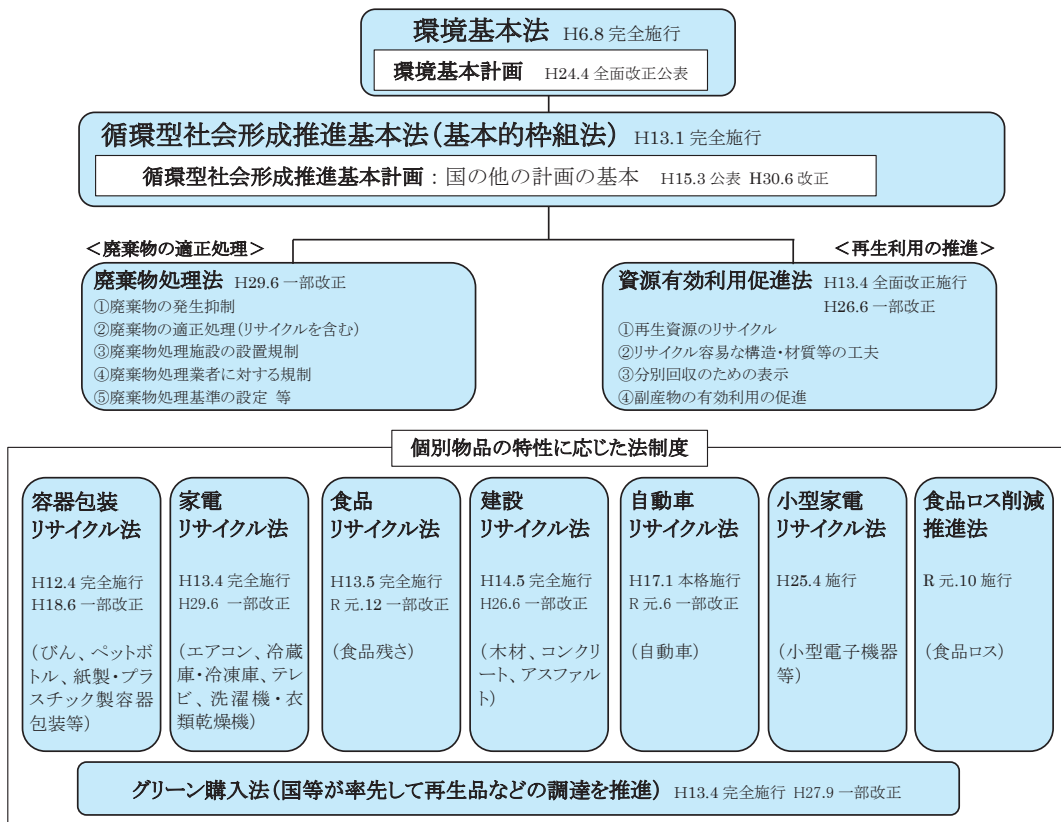
本章では、国の法制度等の改定や、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合の動向について整理を行いました。

3.1 国の動向

国では、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会とライフスタイルを見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された「循環型社会」を形成するため、「循環型社会形成推進基本法」が平成13（2001）年1月に施行されました。

その後、関連する「廃棄物処理法」や「資源有効利用促進法」をはじめ、各種リサイクル法を総合的かつ計画的に推進するための「循環型社会形成推進基本計画」が策定され、最新の「第四次循環型社会形成推進基本計画」は、平成30（2018）年6月に閣議決定されました。

図表 16 循環型社会形成のための法体系図



(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画の策定

「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30（2018）年6月閣議決定）では、国際的な問題となっている食品ロス対策や海洋プラスチックごみ問題への対処などが必要であるとし、プラスチックやバイオマスなどの徹底した資源循環を掲げました。また、自治体レベルから全国レベルに渡る重層的な災害廃棄物対策（災害廃棄物処理計画の策定など）の推進などを掲げました。

(2) 「プラスチック資源循環戦略」の策定

海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化問題に対応するため、国は令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

戦略では、「3R + Renewable（代替素材）」を基本原則として、廃プラスチックの発生抑制、資源化の推進、海ごみ対策の推進などをうたっています。

また、当戦略を元に容器包装リサイクル法の省令が改定され、令和2（2020）年7月よりレジ袋の有料化（無償配布禁止）制度が導入されました。

図表 17 プラスチック資源循環戦略の概要

基本原則：「3R + Renewable（代替素材）」	
重点戦略	マイルストーン（中間目標点）
<ul style="list-style-type: none"> ● レジ袋などワンウェイプラスチックの使用削減 ● プラスチックの分別収集の推進 ● 再生材、バイオプラの需要喚起 ● ポイ捨て撲滅、海洋ごみ実態把握など海洋プラスチック対策 ● 途上国における対策支援 ● 資源循環関連産業の振興 ● プラスチック代替製品、リサイクル技術などの技術開発など 	<ol style="list-style-type: none"> ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制 ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用 ⑤ 2030年までに再生利用を倍増 ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

(3) 食品ロス削減推進法の制定・施行

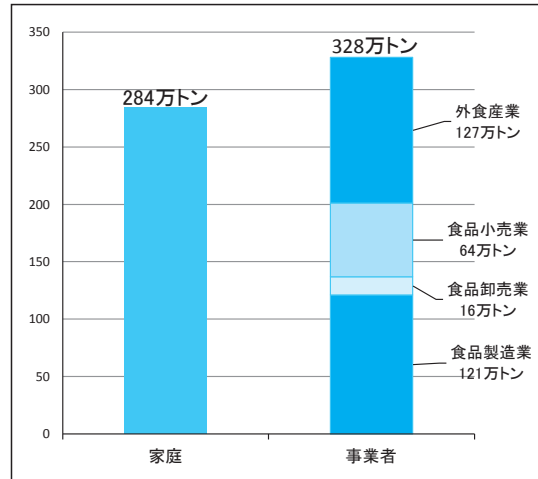
「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）は、令和元（2019）年10月1日に施行されました。

食品ロス削減推進法では、国が食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定するとともに、地方自治体には地域の特性に応じた施策の策定・実施、事業者には自らの削減努力とともに国や地方公共団体の施策への協力などを求めています。

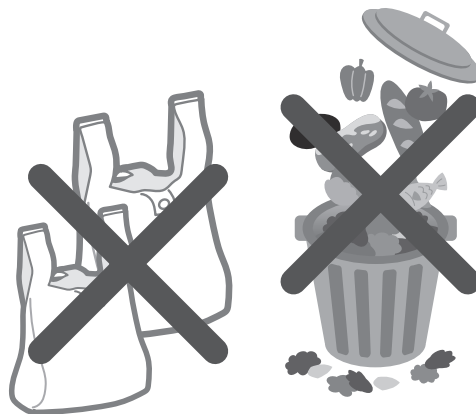
令和2（2020）年3月31日、国は「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を閣議決定しました。

図表 18 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の概要

- 食品ロス量は、年間 612 万トン（平成 29（2017）年度）。このうち、事業系は 328 万トン、家庭系は 284 万トンと推計されています。
- 国は基本的施策として以下を推進します。
 - ・教育および学習の振興、普及啓発
 - ・食品関連事業者等の取組に対する支援
 - ・表彰
 - ・実態調査および調査・研究の推進
 - ・情報の収集および提供
 - ・未利用食品を提供するための活動の支援等
- 国は、令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度比で食品ロス量を半減することを目標として掲げています*。
- 都道府県および区市町村には、基本方針を踏まえ「食品ロス削減推進計画」を策定することが望ましいとされています。



*事業系：食品リサイクル法基本方針（令和元（2019）年7月）
家庭系：第四次循環型社会形成推進基本計画



3.2 東京都の動向

(1) 東京都資源循環・廃棄物処理計画の策定

東京都は、平成 28（2016）年 3 月に廃棄物処理計画を改訂し、「東京都資源循環・廃棄物処理計画～ Sustainable Design TOKYO～」を公表しました。

令和 12（2030）年度を目標とする平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの 5 年間の計画で、食品ロスなどの資源ロスの削減、事業系廃棄物のリサイクルルールづくりなどを主な施策として掲げています。

(2) 「ゼロエミッション東京戦略」の策定

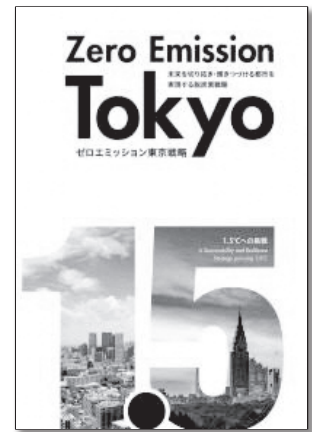
東京都は、平均気温の上昇を 1.5℃に抑え、令和 32（2050）年に CO₂ 排出実質ゼロに貢献するための「ゼロエミッション東京戦略」を、令和元（2019）年 12 月 27 日に公表しました。

戦略では、分野ごとに令和 32（2050）年に目指すべき姿（ゴール）とロードマップを示し、令和 12（2030）年に到達すべき目標と具体的取り組みを設定しています。

リサイクルに関連する令和 12（2030）年の目標としては、以下を掲げています。

- ・一般廃棄物のリサイクル率：37%
- ・廃プラスチックの焼却量：40%削減
- ・食品ロス発生量（平成 12（2000）年度比）：半減

プラスチック対策については、「プラスチック削減プログラム」を同時に公表し、レジ袋等のワンウェイプラスチック対策、プラスチック分別収集の拡大促進、事業系プラスチックのリサイクルの促進、ペットボトルのボトル to ボトルの推進などを進めるものとしています。



3.3 東京二十三区清掃一部事務組合の動向

平成 12（2000）年度から、23 区の廃棄物の中間処理などを行っている東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という。）は、平成 27（2015）年 2 月に「一般廃棄物処理基本計画」の改定を行いました。

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災の影響による災害対策や地球温暖化対策への意識の高まりなどの社会環境の変化を踏まえ、廃棄物処理施設の強靱化や最終処分場の延命化に向けた取り組みなどを盛り込んでいます。

3.4 国際的な動向

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）の採択

平成 27（2015）年 9 月、持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）が国連サミットにおいて全会一致で採択されました。

SDGs は、令和 12（2030）年を期限とする 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットからなっています。

たとえば、「令和 12（2030）年までに小売・消費レベルにおける一人当たりの食料の廃棄を半減させる」というターゲットは、我が国の第四次循環型社会形成推進基本計画の食品ロス削減目標にも反映されています。

図表 19 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール



ロゴ：国連広報センター作成

(2) G20 大阪サミットでの「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有

海洋プラスチックごみ問題の深刻化を受け、令和元（2019）年 6 月の G20 大阪サミットでは、「令和 32（2050）年までにプラスチックごみによる新たな海洋汚染をゼロにする」ことなどを盛り込んだ、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が公表されました。既に各国では、ワンウェイのプラスチック製品を規制するなどの法整備が進められています。

(3) 中国をはじめとするアジア諸国での廃棄物輸入規制の強化

中国など東アジア諸国では、廃棄物輸入規制の強化を進めています。中国は、平成 30（2018）年より廃プラスチックや古紙といった廃棄物の輸入規制を強化しました。これにより、日本では産業廃棄物系の廃プラスチックが国内に約 50 万トン滞留していると言われています。他の東南アジア諸国やインド等でも、廃棄物輸入規制の動

きが強まっています。また、中国は令和3（2021）年1月より古紙輸入を全面禁止にしており、日本国内の古紙価格も下落するといった影響が出始めています。

令和2（2020）年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大が国際的な資源の物流にも影響を与えており、感染拡大の影響が長引けば、国内のリサイクル資源市場も不安定になることが懸念されています。

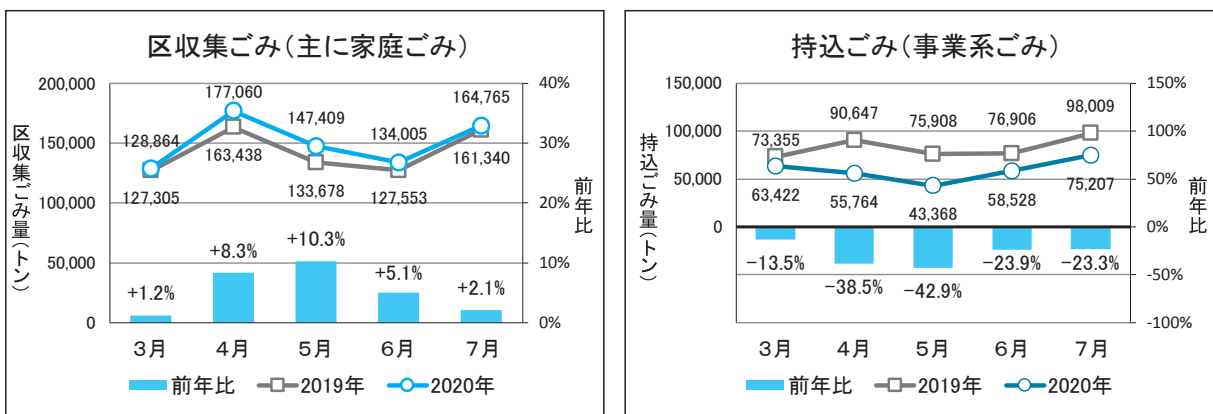
3.5 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響

令和2（2020）年に入ってから新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、人々のくらしや経済に大きな影響を及ぼしました。我が国においても、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、東京都を含む7都府県を対象に4月7日に発令され、都民に対しては不要不急の外出自粛、事業者に対してはデパートや劇場等の休止、飲食店の営業時間の短縮、事務所におけるテレワークの推進等が要請されました（緊急事態宣言は5月25日に解除）。

令和2（2020）年3月から7月までの23区全体の月別ごみ量を見ると、緊急事態宣言下の4月から5月の間、区収集ごみは対前年同月比10%前後増加し、持込ごみは40%前後減少しました。（図表20）

また、清掃・リサイクル事業における新型コロナウイルス感染症対策について、環境省は「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2（2020）年9月）の内容に基づいた適正処理を通知するとともに、マスクやティッシュの捨て方や再生資源需要低下に対応した資源物の一時的な家庭内保管など、各種の対応策をQ & A形式で公表するなどの対応を図っています。

図表20 「緊急事態宣言」前後の23区のごみ量



資料：東京二十三区清掃一部事務組合

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後、区民の暮らしや事業活動にどのような影響が、どの程度の期間残るのか、未だ見通せない部分がありますので、清掃・リサイクル事業においても柔軟な対応が必要となります。